

平成23年第11回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年6月6日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 委員 外松和子
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第44号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
(2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
(4) 平成23年陳情第5号 国旗・国歌に関する陳情書
(5) 平成23年陳情第6号 中学公民教科書に関する陳情書
(6) 平成23年陳情第7号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する件
(7) 平成23年陳情第8号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書(公民的分野)の採択に関する陳情書

3 報告

- (1) 教育長報告
その他
その他

4 視察

- (1) 小中一貫教育校 大泉桜学園
(2) 大泉学園町希望が丘公園運動場

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 12時30分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	中 村 哲 明
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	山 根 由 美 子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同 スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同 光が丘図書館長	内 野 ひ る み

傍聴者 6名

委員長

ただいまから平成23年第11回教育委員会定例会を開催する。

本日は案件の最後に視察を予定している。日程の進行については、各委員のご協力をお願いする。

本日は、傍聴の方が4名いらしている。よろしく願います。

では、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案1件、陳情7件、教育長報告1件、視察2件である。

- (1) 議案第44号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

委員長

初めに議案である。議案第44号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。この議案について説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

では、この議案について、各委員のご意見、ご質問を伺う。

安藤委員

質問である。この改正の前に、ボランティア休暇というものがあったということであるが、今までにどれくらいの方がとられているのか、また、どういった時期にとることができるのか教えてほしい。

庶務課長

幼稚園の教育職員ということではないが、区職員全体であるが、今年度、23年度にこの東日本大震災の関係で数名利用しているという状況である。また、これから数名使いたいという申し出があるという状況であって、本来地震とか噴火、あるいは暴風雨等で被災があった場合の支援活動、ボランティア休暇ということで認められている休暇であるので、そういう状況が生じた場合ということで、今回のような大震災、ほんとに前回というと、神戸の震災以降になるうかと思う。

委員長

ほかにあるか。

安藤委員

災害ということであるが、せっかくこういう制度があるので、積極的に利用していただきたいと思う。ただし、教育活動への大きな影響があってはいけないと思うので、その辺を考慮した上で、ぜひ被災者の方のためにボランティアをしていただきたいと思う。よろしく願います。

委員長

ほかにあるか。

外松委員

今回ここに出されているのは、ボランティア休暇が少しこの震災で増えたということであるが、このボランティア休暇と被災地への派遣の違いについて少し教えていただきたいと思う。

庶務課長

資料の別紙のところを見ていただきたいと思うが、ボランティア休暇というのは28条に決まってあって、その28条の条文が別紙に記載させていただいている。「ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献するつぎの活動、こういうふうに職務とは切り離して、あくまでも休暇として職員が自発的に行う活動、これに対して休暇という形でその活動を支援するとか、勧奨しているのがボランティア休暇である。

現在、区の職員として4月以降巨理町等に職員を派遣している。これは職務の一環として、職務命令として、それぞれ職員が被災地に行って支援活動を行うということである。

って、そういう意味で言うと、少し中身も性格の違うものだと思っている。

外松委員

では、関連して。中学校の教諭の方で被災地に派遣されたというようなこともちらっと伺ったが、もしわかったら、あちらでどのような、そういう仕事としての教育活動をなさり、またその教員が、学校はいなくなるわけだから、その間というのはどのように対応したりとか、もちろんその教員が戻ってきて、児童や生徒に対して与えるものは非常に大きいものだと思うけれども、もしその辺をお聞かせいただけたらと思う。

教育指導課長

本区の中学校の体育の教員が派遣という形で、その教員の場合には、今年度、3月31日までという形で1年間、最初から最後まで派遣という形で赴任をしている。したがって、その後ということになるけれども、その中学校においては都教委のほうで期限付きの教員ということで配置して、転籍校においては期限付き教員が体育の授業を行っているということである。

都教委のほうは、本区の教員のように1年間という形の方もいるし、本区は2期制であるが、いわゆる3学期制の場合の1学期末までとか、2学期からはまた2学期だけ行くとか、そういう形での派遣も行っているということである。

それから、本区の教員の場合には、宮城県の山間部の小さな町に派遣をされている。したがって、地震で直接大きな被害があったということではなくて、内陸部の教員が被害の大きかった地域に県内で支援という形で、その後を逆に今度東京都の教員がそこへ行ってお手伝いをするという形でやっているの、今聞いている段階では体育の教員なので、体育の指導を中心に同じ形での教員の勤務をしているということである。

以上である。

委員長

ほかにあるか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第44号については承認でよろしいか。

委員一同

結構である。

委員長

それでは、議案第44号は「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。

平成19年陳情第4号「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書、また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書、この2件の陳情案件については、大震災を契機とした災害対策について、現在、練馬区全体として検討していると聞いている。その方向性を見きわめ、審議を進めたいと思うので、本日は継続としたいと思うが、いかがか。よろしいか。

委員一同

結構である。

委員長

では、平成23年陳情第3号、第4号はいずれも「継続」とする。

- (4) 平成23年陳情第5号 国旗・国歌に関する陳情書
- (5) 平成23年陳情第6号 中学公民教科書に関する陳情書
- (6) 平成23年陳情第7号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する件
- (7) 平成23年陳情第8号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書(公民的分野)の採択に関する陳情書

委員長

続いて、本日新たに4件の陳情が提出されている。事務局より願います。

事務局

陳情が4件出されている。読み上げてさせていただきます。

陳情第5号 読み上げ

説明等についてはお目通しを願う。

陳情第6号 読み上げ
説明についてはお目通しを願う。

陳情第7号 読み上げ
陳情事項についてはお目通しを願う。

陳情第8号 読み上げ
陳情内容等についてはお目通しを願う。
以上である。

委員長

では、これらの陳情については今日は読み上げのみとし、次回以降審議をしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第5号から8号については「継続」とする。

(1) 教育長報告

その他

委員長

次に教育長報告である。その他の報告があれば伺う。

教育長

今日は特にない。

委員長

では、この後は小中一貫教育校 大泉桜学園と大泉学園町希望が丘公園運動場の視察となる。定例会は視察の終了を持って終了とさせていただきます。